

清水町告示第 21 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月10日

清水町
上記代表者 清水町長 関 義弘



1 都市計画の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路 3・2・4号八幡徳倉線
3・4・11号西間門新谷線
3・3・56号玉川卸団地線

2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所
清水町役場 都市計画課 計画指導係